

令和元年度臨床研修医の募集定員に係る協議について

1 茨城県地域医療対策協議会における協議

- ・ 県内基幹型臨床研修病院における臨床研修医の募集定員については、これまで茨城県医師臨床研修連絡協議会において協議を行ってきた。
- ・ 医療法の一部改正に伴い「医師の確保に関する事項の実施に必要な事項」については、地域医療対策協議会で協議を行うこととなったため、本年度から茨城県地域医療対策協議会において協議を行うこととなった。
- ・ 本協議会においては、ワーキンググループである茨城県医師臨床研修連絡協議会が協議を行った募集定員案について協議を行う。
- ・ 募集定員については、本協議会での協議後、県から厚生労働省へ提出し、7月下旬に厚生労働省から最終的な決定がなされる。

2 茨城県医師臨床研修連絡協議会の協議結果

茨城県医師臨床研修連絡協議会総会（第1回）（令和元年6月19日（水））において、協議した結果については以下のとおり。

(1) 各病院への配分ルール

厚生労働省情報提供数（205人）から調整加算分※（6人）を除いた（199人）と茨城県の上限（224人）との差（25人＝県調整枠）について各病院へ配分する。

※都道府県の上限（224人）に調整加算分（6人）を加えた数を超えない範囲で募集定員を配分することが可能であるため、実質的な県の上限は230人となる。

※調整加算された病院に対し県が追加配分した場合、調整加算分を除外して計算する。

配分ルール

ア 今年度は、各病院の修学生採用枠を最低数とする。

イ 前年度フルマッチした病院は希望どおりの数を配分する。

ウ 直近4年の採用実績のうち、最も多い年度の実績を最低数とする。

エ 各病院の希望募集定員（上記3つのルールにより追加配分した結果が希望定員数を下回っている病院に再度定員の希望について調査を行い得た結果）どおりの数を配分する。

(2) 令和元年度臨床研修医の募集定員の算定

①上記アにより、調整加算を受けている病院（友愛記念病院）に配分を行ったため、当該病院から調整加算分の1人を除く。そのため実質的な茨城県の上限は230人から229人となる。

【 $224人 + (6 - 1)人 = 229人$ （実質的な茨城県の上限）】

②上記イ～エにより配分を行った結果、茨城県の実質的な上限229人に対し、各病院の配分の合計が228人となった。全病院が希望募集定員を満たしており、1人分の残については配分を行わないこととした。

○各病院の調整案については別紙のとおり。

令和元年度臨床研修医の募集定員について
 (茨城県医師臨床研修連絡協議会案)

(人)

| 医療機関名 | 国内示 | 追加配分 | 案 |
|-----------------------------|-----|------|-----|
| 水戸医療センター | 8 | | 8 |
| 茨城県立中央病院 | 11 | 1 | 12 |
| 水戸済生会総合病院 | 10 | | 10 |
| 日立総合病院 | 9 | 2 | 11 |
| 霞ヶ浦医療センター | 2 | | 2 |
| 土浦協同病院 | 13 | 2 | 15 |
| 東京医科大学茨城医療センター | 5 | 3 | 8 |
| 筑波メディカルセンター病院 | 10 | 2 | 12 |
| 筑波大学附属病院 | 86 | 2 | 88 |
| 筑波大学附属病院(小・産)※ ₁ | 4 | | 4 |
| 筑波記念病院 | 6 | 4 | 10 |
| JAとりで総合医療センター | 5 | | 5 |
| 牛久愛和総合病院 | 3 | 2 | 5 |
| 筑波学園病院 | 2 | | 2 |
| ひたちなか総合病院 | 6 | 2 | 8 |
| 茨城西南医療センター病院 | 5 | 1 | 6 |
| 水戸協同病院 | 10 | | 10 |
| 水戸赤十字病院 | 4 | | 4 |
| つくばセントラル病院 | 2 | | 2 |
| 総合守谷第一病院 | 2 | | 2 |
| 友愛記念病院 | 2 | 2 | 4 |
| 合 計 | 205 | 23 | 228 |

※₁募集定員20人以上となる場合、小児科・産科プログラムの特例加算。

※詳細な計算方法等については、別添参考資料のとおり。